(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 26 年度
計画主体	静岡県伊豆の国市

伊豆の国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名: 伊豆の国市 経済環境部 農業商工課

所 在 地; 〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

電話番号; 055-949-6813 直通 FAX番号; 055-949-1779 代表 E-mail; nousin@city.izunokuni.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日
対象地域	伊豆の国市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (平成24年度)

	从 2寸	被害の現状				
鳥獣の種類	品目	被	害数値			
	四日	面積	金額			
	稲	1 2 2 a	2 1 0 千円			
	雑穀	1 O a	13千円			
イノシシ	果樹	4 2 7 a	1, 227千円			
	野菜	2 O 2 a	1,043千円			
	いも類	1 1 6a	1,804千円			
	小計	8 7 7 a	4,297千円			
	稲	1 a	9千円			
	麦類	5 a	3千円			
	豆類	2 a	1 千円			
ニホンジカ	果樹	1 O O a	160千円			
	野菜	4 a	2千円			
	いも類	7 a	5 5 千円			
	小計	1 1 9 a	230千円			
	豆類	2 a	5千円			
	果樹	5 a	270千円			
ハクビシン	野菜	1 2 8 a	409千円			
	いも類	2 1 a	82千円			
	小計	1 5 6a	766千円			
	稲	8 2 a	2 5 1 千円			
	豆類	1 9 a	35千円			
カラス	果樹	2 5 7 a	663千円			
	野菜	1 2 9 a	294千円			
	いも類	2 a	5千円			
	小計	4 8 9 a	1, 248千円			
合計		1, 641a	6, 541千円			

^{※「}平成24年度野生鳥獣による農産物の被害状況報告」より

(2) 被害の傾向

① イノシシ

2月~5月にかけて竹林におけるタケノコ、6月ジャガイモ、7月スイカ・トウモロコシ、8月~10月にかけて稲、栗、いも類、果樹と、年間を通じて市内全域の中山間部で被害が深刻化している。

被害は農作物だけでなく、山の傾斜を利用した果樹園では土手を崩してしまうため土砂災害への危険も心配される。

また、中山間部に位置する住宅地では、裏庭まで出没し人的被害への不安も懸念される。イノシシの生息状況の調査は実施されていないが、足跡及び掘り起こし等の痕跡から、市内全域の中山間部に生息していると推測される。

② ニホンジカ

主に果樹、稲及び野菜への被害が拡大している。ニホンジカによる特徴的な被害として、柑

橘類等の剥皮被害がある。

また、最近では、クヌギ・コナラ等の萌芽食害やいも類、椎茸等の被害発生の報告がある。 生息状況については、静岡県が実施した伊豆地域の生息密度調査の結果、減少もしくは横ば いとなっているが、市内においては中山間部、狩野川河川敷を中心に広範囲で被害が確認されている。

③ ハクビシン

ハクビシンの行動範囲は広範囲にわたるため、最近では、7月、8月のスイカ・トウモロコシ、ハウスメロン、8月~10月の果樹、ブドウ、いも類、11~3月にはハウス栽培の苺、その他椎茸や落花生など多くの農林産物への被害も見受けられるようになり、被害は市内全域において発生している。また、住宅に侵入し天井裏に住み着くなど、生活環境に与える被害も多い。

4 カラス

7月、8月のスイカ・トウモロコシへの被害が深刻である。また、農作物以外に、牛やダチョウを襲う被害も報告され、年間を通じ発生しており、被害は中山間部に限らず平坦地も含む市内全体に及んでいる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平)	成 24 年度)	目標値(平)	成 28 年度)
イノシシ	4, 297 千円	877a	3,007 千円	613a
ニホンジカ	230 千円	119a	161 千円	83a
ハクビシン	766 千円	156a	536 千円	109a
カラス	1,248 千円	489a	873 千円	342a
合計	6,541 千円	1, 641a	4, 577 千円	1, 147a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

(1) (2) (1) (1)	従来講じてきた被害防止対策 課題				
				課題	
	地元の田方	猟友会韮	山、大仁、	. 伊豆長	地元猟友会の高齢化、後継者
	岡分会へ依	頼し、銃器	₿及び箱ネ	つな等を	不足。
	用いて有害	鳥獣捕獲	を実施し	ている。	農業者に狩猟(わな猟)免許取
	H19~22 年	度にイノ	シシ用箱	わな 27	得に係る助成制度を推進する
	基、小動物捕獲用箱わな 13 基を購入			ものの、取得後大型獣の捕獲	
	猟友会へ貸	出し捕獲	効果をよ	-げてい	処理が困難。
	る。また、「	卜単で狩 獅	兼免許取得	景に係る	
	講習会及び	わなの購	うこれ こうしょう しょうしょう こうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう しょう しょう しょ	りままります。	
	度を設けている。被害防止対策の一環				
 捕獲等に関する取組	で獣害対策の専門員を招いて毎年勉				
開設寺に関する松旭	強会を開催	しており	、中山間均		
	林業者には農地周辺の環境整備につ				
	いて、理解し始めた。				
	捕獲数(頭、羽)				
	年度	H22	H23	H24	
	イノシシ	60	33	138	
	ニホンジカ	4	6	14	
	ハクビシン	0	1	0	
	カラス	125	50	69	

防護柵の設置等に関する取 組

市単独の農林作物生産	者の設置する
侵入防止柵等への助成	(1/2 助成)

年度	金額(千円)	延長(Km)
H22	1, 458	6. 0
H23	1, 165	7. 5
H24	1, 433	5. 1

侵入防止柵設置後の適正な管理がなされるよう指導していく。柵設置が農家個別の対策となっており、ほ場を連担して広域的に取り組んでいないため未設置のほ場等への被害が発生している。

(5) 今後の取組方針

被害防止対策については、適正な生息数を目指した個体数調整のための捕獲・侵入防止柵の設置による物理的な防護、荒廃した森林や里山を再生することによる生息環境管理を合わせて行うことにより、一層の対策効果が図られる。

捕獲については、猟銃による捕獲に加え、猟銃が使えない住宅付近で継続的に被害が発生している箇所に、箱わな等を設置し、捕獲率を高める。

物理的な防護については、市単独の鳥獣害防止対策事業により、侵入防止柵の設置を推進する。 また、生息環境管理については、長期的な取組として里地里山の整備、緩衝帯の設置や森林の整備保全を図ることを推進する。

今後は侵入防止柵の効果的な設置や適切な管理について、集落単位で被害対策のための勉強会を 継続開催し、鳥獣被害に強い集落環境の改善(未収穫果実や収穫残さの除去、放任果樹園や耕作放 棄地の解消、追払い運動等)を進めるよう支援する。

また、個別単位の侵入防止柵設置にあわせ、団地化が可能な地区や地域においては、集落全体での対策を推進する体制整備を支援する。

以上の対策を講じ、平成 25 年度の被害軽減目標値を平成 24 年度の 30%減の 4,577 千円、1,147a にする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、主な捕獲は市内の田方猟友会韮山分会、大仁分会及び長岡分会の3猟友会が行う有害鳥獣捕獲にて実施している。この捕獲については出役に対して報償を支払うこととしている。

捕獲の担い手である狩猟登録者が年々減少し高齢化していることから、今後は猟銃のみに捕獲を頼るのではなく、被害を受ける農林業者自らが狩猟免許を取得して捕獲を実施するよう推進していく必要があるため、わな猟免許の取得やわなを購入するための助成制度を整備し、わな猟免許所有者の確保に努める。

また、特措法に基づく「実施隊」について、先進事例を調査・研究し、創設に向けた検討を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26 年度	イノシシ・ニホンジカ・ ハクビシン・カラス	・農業者等によるわな猟免許取得者の確保に取り組む。 ・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費の一部を補助する。 ・わな猟免許取得者に対し、わな猟の技術講習会を開催し、技術の向上を図る。 ・カラスの捕獲については、大型捕獲器の設置を行い、効率的な捕獲に取組む。
27 年度	イノシシ・ニホンジカ・ ハクビシン・カラス	・農業者等によるわな猟免許取得者数の確保に取り組む。 ・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費の一部を補助する。 ・わな猟免許取得者に対し、わな猟の技術講習会を開催し、技術の向上を図る。 ・カラスの捕獲について、大型捕獲器の設置を行い、効率的な捕獲に取組む。

・農 イノシシ・ニホンジカ・ 28 年度 ハクビシン・カラス ・わ 技

- ・農業者等によるわな猟免許取得者数の確保に取り組む。
- ・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費の一部を補助する。
- ・わな猟免許取得者に対し、わな猟の技術講習会を開催し、 技術の向上を図る。
- ・カラスの捕獲について、大型捕獲器の設置を行い、効率的 な捕獲に取組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣捕獲による過去3年間(H23~25)の平均捕獲数は、イノシシ79頭・シカ16頭・ハクビシン3頭・カラス52羽である。猟友会員の減少や高齢化が進み、捕獲率も年々低下することが懸念されており、市内3猟友会の協力による一斉捕獲を行う等、効率のよい捕獲作業を行う。また、箱わなの購入設置により、捕獲頭数を増やしていく。

イノシシについては、農家の被害対策意識も高まり、守れる田畑が増える一方で、被害対策を実施しない農地への被害は深刻化している。また、山の傾斜地を崩してしまい土砂災害の危険が懸念される箇所が増え、近年では山間部に面した人家への被害も発生している。平成26年度は12月末現在で117頭を捕獲しており、イノシシの目撃情報も増加していることから170頭の捕獲を目標とする。

ニホンジカについては、近年目撃情報・被害情報から市内における被害範囲は拡大し、平成26年度12月末現在で42頭を捕獲しているため有害鳥獣捕獲では90頭の捕獲を目標とする。なお、ニホンジカによる被害は増加傾向にあることから、引き続き捕獲圧を高め、被害状況等の確認を行いながら、捕獲数の増加を考える。

ハクビシンについては、小動物であることから、わなによる捕獲を中心に実施し、20頭の捕獲を目標とする。

カラスについては、これまで山間部でのみ捕獲を実施していた。最近は群れが移動し平坦地に大 群が出没、被害も増加傾向にある。被害の過去2年間の捕獲実績数は減少しているが、平坦地での カラス被害が広範囲となった場合は、大型捕獲器の設置を検討することから捕獲計画は150羽を目 標とする。

山岳 白 ※Ŀ		捕獲実績数等			捕獲計画数等		
対象鳥獣	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
イノシシ	33 頭	138 頭	66 頭	117 頭	170 頭	170 頭	170 頭
ニホンジカ	6 頭	14 頭	29 頭	42 頭	90 頭	90 頭	90 頭
ハクビシン	1頭	0頭	7頭	3 頭	20 頭	20 頭	20 頭
カラス	50 羽	69 羽	38 羽	17 頭	150 羽	150 羽	150 羽

[※]平成26年度の捕獲実績数は、平成26年12月末までの実績。

捕獲等の取組内容

- ・捕獲手段は銃器とわな(箱わな・くくりわな等)。農林産物に対する被害は年間を通して発生していることから、有害鳥獣捕獲は原則として狩猟期間を除いて実施する。また狩猟期間 (11/15~2/15) の前後2週間は有害鳥獣捕獲は実施しない。
- ・鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域においても必要に応じ捕獲を実施する。 なお、有害捕獲実施にあっては、広報・ホームページ等による周知を行い、実施について市民の 理解を求める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獸
------	------

権限委譲済み

伊豆の国市

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
对 家局款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
イノシシ、ニホンジカ ハクビシン	平成 19 年度より市 単独の鳥獣被害防止 対策補助事業(防護 柵等設置及び捕獲わ な購入の補助)を継 続実施。 (年間目標 6.5km)	平成 19 年度より市 単独の鳥獣被害防止 対策補助事業(防護 柵等設置及び捕獲わ な購入の補助)を継 続実施。 (年間目標 6.5km)	平成19年度より市 単独の鳥獣被害防 止対策補助事業 (防護柵等設置及 び捕獲わな購入の 補助)を継続実施。 (年間目標 6.5km)	

(2) その他被害防止に関する取組

2) その他被害防止に関する取組					
年度	対象鳥獣	取組内容			
平成 26 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	 ・被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。 ・農林業者のわな猟免許取得者を増加させるために、講習会、免許試験の広報を行うとともに免許取得者への講習会を開催する。 ・カラスは栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖率が高まるので、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組が必要となることから、地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。 			
平成 27 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	 ・被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。 ・農林業者のわな猟免許取得者の増加を見込み、講習会の開催、免許試験の広報を行うとともに免許取得者への講習会を開催する。 ・カラスは栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖率が高まるので、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組が必要となることから、地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。 			
平成 28 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	 ・被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。 ・農林業者のわな猟免許取得者の増加を見込み、講習会の開催、免許試験の広報を行うとともに免許取得者への講習会 			

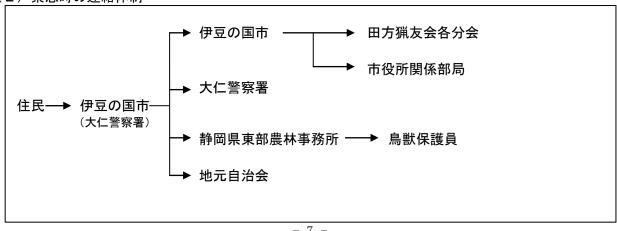
	を開催する。 ・カラスは栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖率が高まるので、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組が必要となることから、地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。
--	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処 に関する事項

(1)関係機関等の役割

1) 関係機関等の役割	
関係機関等の名称	役 割
大仁警察署	・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・静岡県や伊豆の国市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ・現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施
静岡県東部農林事務所	・住民からの通報に基づき、関係機関(大仁警察署、伊豆の国市、 鳥獣保護員等)との連絡調整、対応方法の協議 ・田方猟友会員、鳥獣保護員への協力要請と捕獲等対応依頼
田方猟友会大仁分会 韮山分会 伊豆長岡分会	・伊豆の国市からの出動要請に基づき、現場状況の把握 ・(必要に応じて)捕獲、追い払いの実施に協力
伊豆の国市	・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・関係機関(大仁警察署、静岡県、鳥獣保護員、市関係部局等) との連絡調整、対応方法の協議 ・田方猟友会各分会への出動要請 ・地元自治会への注意喚起(必要に応じた)と避難誘導の協力依頼 ・教育委員会を通じて、近隣小・中学校、幼稚園、保育園等への 情報提供、必要に応じた注意喚起と避難誘導の協力依頼
地元自治会	・住民からの通報に基づく伊豆の国市や大仁警察署への連絡 ・住民への情報提供・注意喚起 ・住民の避難誘導(必要に応じて)

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆の国市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
田方猟友会(大仁・韮山・伊豆長岡分	会)有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を行う。
伊豆の国農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
JA 伊豆の国西瓜組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊豆の国市各地区代表部農会(大仁・韮山・	鬪◯│有害鳥獣関連情報の提供を行う。
静岡県鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害関連情報の提供を行う。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、鳥獣被害防止技術の助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の創設については、県の助言や先進事例を調査・研究し、実施隊の規模、隊 員構成、実施体制等十分に勘案し、早期の設置に向け検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関し、隣接する他地域・他市町の被害対策連絡会等と連携し、共同で講演会、情報交換会、勉強会等を開催し伊豆地域全体での鳥獣被害対策に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 捕獲した対象鳥獣は自家消費するか速やかに埋設処理する。
- ・学術的な研究及び保護が必要な場合には、関係機関と協議する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・農業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の継続を図り、鳥 獣被害対策の啓発及び継続的な指導を行う。
- ・センサーカメラを活用した被害調査を実施し、加害鳥獣の特定・行動特性に応じた捕獲、防護対策を講じていく。